

別表第4（第9条）

騒音又は振動の規制基準

ア 特定施設を有する工場等及び特定作業における騒音の規制基準

時間の区分	昼間	朝・夕	夜間
区域の区分	午前8時から午後7時まで	午前6時から8時まで及び午後7時から10時まで	午後10時から翌日の午前6時まで
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
工業地域及び工業専用地域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
その他の地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

備考

- 1 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 3 騒音の測定点は、原則として音源の存する場所の敷地境界線上における地点とする。ただし、音源の存する場所及びその他の状況により、これにより難いとき、又はこれによることが適当でないときは、当該音源の存する場所以外の騒音の影響を受ける場所のうち、音量の最大値を示す地点とする。
- 4 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
  - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大

値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

5 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域（以下「第1種低層住居専用地域等」という。）を、その他の地域とは第1種低層住居専用地域等以外の地域をいう。

6 5に規定するその他の地域のうち市長が特に必要と認める地域については、第1種低層住居専用地域等に適用される規制基準を適用することができる。この場合において、市長は当該地域を告示するものとする。

7 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域以外の地域内に存する学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

8 この表は、建設作業に伴って発生する騒音、拡声機の使用に係る騒音、飲食店営業等に係る深夜における騒音及び交通機関の走行音等については、適用しない。

イ 特定施設を有する工場等及び特定作業における振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	60デシベル	55デシベル
近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65デシベル	60デシベル
その他の地域（ただし、工業専用地域を除く。）	60デシベル	55デシベル

備考

- 1 デシベルとは計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 2 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 3 振動の測定点は、原則として振動源の存する敷地の境界線とする。
- 4 振動の測定方法は、次のとおりとする。

- (1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
  - ア 緩衝物がなく、かつ十分踏み固め等の行われている堅い場所
  - イ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所
  - ウ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所
- (2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正值を減ずるものとする。

指示値の差	3 デシベル	4 デシベル	5 デシベル	6 デシベル	7 デシベル	8 デシベル	9 デシベル
補正值	3 デシベル	2 デシベル		1 デシベル			

- 5 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
  - (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。
- 6 区域の区分は、別表第4の1のアの備考5に定めるところによる。
- 7 6に規定するその他の地域のうち市長が特に必要と認める地域については、第1種低層住居専用地域等に適用される規制基準を適用することができる。この場合において、市長は当該地域を告示するものとする。
- 8 学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

- 9 この表は、建設作業に伴って発生する振動及び交通機関の走行に伴って発生する振動等については、適用しない。